

# 任意継続被保険者 被扶養者現況申請書

記号	-	番号	被保険者氏名	住所	電話番号
	-				- -

◆添付資料の詳細は、裏面をご参照ください。添付していただく書類は”遠隔地(別居)開始届”以外は写して構いません。個々の状況により別途資料をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

## 1. 今回申請する被扶養対象者をご記入ください

被扶養対象者(配偶者)	被扶養対象者(A)	被扶養対象者(B)	被扶養対象者(C)
(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)

2. 上記、被扶養対象者が該当する事由がある場合には✓をし、該当する添付資料をすべてご提出ください。

※添付書類が揃いましたら✓を入れてください

事由	配偶者	被扶養者(A)	被扶養者(B)	被扶養者(C)	添付資料	添付書類確認欄
別居(国内)	通常				1. 遠隔地(別居)開始届 2. 世帯全員の住民票 3. 送金確認資料(裏面②)	計3点
	単身赴任				1. 遠隔地(別居)開始届 2. 世帯全員の住民票	計2点
	学生				1. 遠隔地(別居)開始届 2. 学生寮の入寮証明書または賃貸契約書	計2点
別居(海外) ※海外特例要件該当					遠隔地(別居)開始届、ほか 指定の添付資料 ※指定の添付資料についてはお問い合わせください	
障害等級該当					障害者手帳 ※障害年金は収入に含まれます	

3. 下記続柄に該当する被扶養対象者に✓をし、該当する添付資料をすべて添付してください。

また、下記に該当する場合はその右の項目についてご記入ください。

続柄	対象	添付資料	添付書類確認欄
配偶者		1. 日付確認資料(裏面③) 2. 収入確認資料(裏面④) 計2点	

※添付書類が揃いましたら✓を入れてください

続柄	被扶養者(A)	被扶養者(B)	被扶養者(C)	添付資料	添付書類確認欄
子				1. 日付確認資料(裏面③) 2. 収入確認資料(裏面④) 計2点 ※中学生以下は不要	
※該当する場合のみ		配偶者あり(内縁含む)	配偶者氏名	収入 年額 円	職業 1.正社員 4.その他 2.パート ( ) 3.年金受給者
被保険者の配偶者が被扶養者になっていない場合		配偶者なし	該当するものに○してください →	1.未婚 3.離婚の場合 → 2.死別	養育費 月額 ( 円 )

続柄	被扶養者(A)	被扶養者(B)	被扶養者(C)	添付資料	添付書類確認欄
上記以外の親族				1. 世帯全員の住民票 2. 日付確認資料(裏面③) 3. 収入確認資料(裏面④) ※中学生以下は不要 計3点	
※該当する場合のみ		同居人氏名	続柄	収入 年額 円	職業 1.正社員 4.その他 2.パート ( ) 3.年金受給者
扶養対象者と同居している人の内、収入がある人がいる場合(被保険者、被扶養者を除く)		同居人氏名	続柄	収入 年額 円	職業 1.正社員 4.その他 2.パート ( ) 3.年金受給者

下記ご確認のうえ、ご記入をお願い致します。

被扶養者(異動)届、被扶養者現況申請書、遠隔地(別居)開始届に虚偽がある場合、また後日提出予定の資料が用意できない場合には認定日に遡って扶養取消となっても異議申し立てしません。

年 月 日

(被保険者氏名)

# 認定日について

原則的に被扶養者を有するに至った日から5日以内の届出ですが、当組合では下記の取り扱いといたします。

1. 申請事由発生日から1ヵ月以内の受付(当組合到着日) → 申請事由発生日まで遡り認定
2. 申請事由発生日から1ヵ月を超える受付(当組合到着日) → 原則当組合に到着した日で認定  
ただし、出生が扶養の事由である場合は、出生日を扶養認定日とします。

※1, 2いずれも添付書類等が全て確認できた場合に限りです。

## 添付書類詳細

### ①遠隔地(別居)開始届

当組合ホームページから書類をお取りいただきご記入をお願いいたします。

### ②送金確認資料(写しでの提出可)

金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳(学生の場合、資料は不要) ※<sub>1</sub> 3ヵ月分の送金実績の提出が必要です。  
なお送金額は被扶養者の収入を上回る必要があります。 ※<sub>2</sub> 手渡しは原則認められません。

### ③日付確認資料(写しでの提出可)

出生の日、または被保険者の資格取得年月日と同日での認定の場合は添付の必要はありません。  
それ以外の認定の場合は下表の資料添付が必要です。

結婚による認定	結婚した日がわかる書類(婚姻届の受理証、戸籍謄本等)
退職による認定	退職日がわかる書類(退職証明書、雇用保険離職票、健康保険資格喪失通知書等)
雇用形態変更による認定	契約変更後の雇用契約書 または 健康保険資格喪失確認通知書 または 被扶養者の勤め先の事業主による証明
収入減少による認定	
雇用保険受給終了による認定	雇用保険受給資格者証(支給終了と印字があるもの)
同居開始による認定	世帯全員の住民票

いずれにも該当しない場合は当組合にご確認ください。

### ④収入確認資料(写しでの提出可)

※複数該当する場合は、すべてご用意ください。

学生の場合	学生証(高校生の場合、被扶養者異動届の備考欄に高校名を記入することで省略可能)		
収入がない場合	最新の非課税証明書(収入が0円であることの確認) ※非課税証明書に金額がある場合 → 下部「現在勤めはないが、非課税証明書の中に金額がある」を確認		
パート・アルバイトなど	直近3ヵ月分の給与明細		
自営業の方	直近の確定申告書		
雇用形態変更・収入減少	契約書の写し または 認定日以後3ヵ月の給与明細		
年金受給中(障害年金含む)	直近の年金額がわかる書類(年金額改定通知書、年金振込通知書等)		
傷病手当金を受給中	給付金決定通知書(傷病手当金に関するもの)		
退職した または 現在勤めはないが、 非課税証明書の中に 金額がある	1	雇用保険の失業等給付を受給予定	誓約書 + 受給開始後、雇用保険受給資格者証
	2	雇用保険の失業等給付を受給中・受給終了	雇用保険受給資格者証
	3	雇用保険の失業等給付を受給をしない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (ただし、離職票交付希望欄が2の場合)
			または、雇用保険被保険者離職票-2に公共職業安定所で ”法第4条第3項不該当(就職意思無し)”証明されているもの
	4	雇用保険の失業等給付の受給延長予定	誓約書 + 延長手続き後、受給延長通知書
	5	雇用保険の失業等給付の受給資格がない	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等、 加入期間がわかるもの
6	雇用保険に加入していなかった	退職時の源泉徴収票、退職時直近の給与明細等、 未加入が確認できるもの	

いずれにも該当しない場合は当組合にご確認ください。